

融雪槽補助金のご案内

この制度は、市内の住宅等に融雪槽を設置する際に、その費用の一部を補助することで、居住環境の向上や地域経済の活性化を図ることを目的とします。

※融雪槽設置業者と請負契約締結後に補助金申請した場合、補助金交付の「対象外」となります
※同年度に実施する「住宅リフォーム補助金」及び「空家購入補助金」との重複申請はできません

○補助金の申請には、まず「**抽選申込書**」の提出をお願いします！

第1期募集(募集枠1,600万円分)

抽選申込：令和6年3月14日(木)～4月11日(木)
抽選日：令和6年4月17日(水) AM10:00
抽選会場：石狩市役所 2階 201会議室
交付申請：令和6年4月19日(金)～6月4日(火)
注意事項：交付申請時に申請額の増額可(2割)

第2期募集(募集枠400万円分)

抽選申込：令和6年5月22日(水)～6月18日(火)
抽選日：令和6年6月24日(月) AM10:00
抽選会場：石狩市役所 2階 201会議室
交付申請：令和6年6月26日(水)～8月7日(水)
注意事項：抽選申込時「**見積書の添付**」必要
交付申請時に申請額の増額不可

※第1期、第2期とも申込が予算枠内であれば抽選は実施しません

※第2期で申込額が募集枠内の場合、以後予算の範囲内で追加の交付申請を受け付けします

募集時期

対象者

○市内に住民票があり居住している住宅に融雪槽を設置する者(個人・注文住宅契約者(別途要件有))又は、市内に所有している共同住宅に融雪槽を設置する者(個人・法人) ※市税の滞納がないこと

対象経費

○市内事業者による50万円(税抜)以上の融雪槽設置工事費
【対象外となる費用】融雪槽設置と関連がない工事費、移動型の融雪機器、設計費、事務所及び店舗等の居住用以外の部分の工事費

対象要件

○申請者、対象住宅が令和5年度及び令和6年度に「石狩市住宅リフォーム補助金、石狩市融雪槽補助金、石狩市空家購入補助金」の交付を受けていないこと
○建築基準法および関係規定に明らかな違反がないこと

補助額

○融雪槽設置工事費(ロードヒーティング含)の10%、上限15万円

申込方法
必要書類

○抽選申込や交付申請は、期間内に建築住宅課窓口にて受付します
※事情により来庁出来ない場合は、建築住宅課までご相談願います

○抽選申込書は、建築住宅課窓口で配布します。補助金の詳細や他の様式と共に石狩市HPでも公開中です

※ <https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/kenchiku/>

完了報告

○令和7年2月28日(金)まで

※その他の要件、申請方法等の詳細は裏面をご確認し、不明な点は建築住宅課まで問い合わせ願います

補助金の事務手続きのスケジュールと必要書類

○：申請者と市、△：申請者と市(必要な場合)、●：申請者と工事業者

スケジュール		申請者手続き			提出書類内容説明	
時期	事務手続き	書類提出	受領	書類作成	書類	説明
① 抽選申込	指定期間	抽選申込書提出(窓口受付)	○	○	・石狩市融雪槽補助金抽選申込書	第1期は概算費で申込(交付申請時増額可/上限2割) 第2期募集時に添付が必要(交付申請時増額不可)
		公開抽選	△	△	・融雪槽工事の費用が分かる見積書の写しおよび内訳書の写し	
①抽選会への参加は任意 ②抽選結果は当日中に石狩市のホームページに公表 ③当選者へのみ当選通知を郵送で送付						
当選通知	市から郵送	当選通知	○	○	・案内文	交付申請のご案内
		当選通知	○	○	・石狩市融雪槽補助金交付申請予定者決定通知書	当選の通知(「交付申請予定者」の通知)
		当選通知	○	○	・補助金等交付申請書	抽選受付時の情報を一部記載済
		当選通知	○	○	・支払い口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票	補助金の支払口座の登録に必要
② 交付申請	指定期間	交付申請提出(窓口受付)	○	○	・石狩市融雪槽補助金交付申請書	
		交付申請提出(窓口受付)	○	○	・補助対象住宅の位置図および配置図	位置図：地図、配置図：敷地内の建物配置
		交付申請提出(窓口受付)	○	○	・申請者の住民票の写し	市役所1階1番窓口(親族、共同住宅所有者、新築住宅の発注者の場合居住地の市役所窓口)
		交付申請提出(窓口受付)	○	○	・申請者の納税証明書(市税の滞納が無いことの証明)	市役所1階15番窓口
		交付申請提出(窓口受付)	△	△	・共同住宅の登記事項に係る全部事項証明書	共同住宅の所有者が申請する場合
		交付申請提出(窓口受付)	△	△	・共同住宅に入居者がいることを証明する書類	共同住宅の所有者が申請する場合
		交付申請提出(窓口受付)	△	△	・申請者(法人)の登記事項証明書	共同住宅の所有者(法人)が申請する場合
		交付申請提出(窓口受付)	△	△	・注文住宅の請負契約書(R6.1.1～交付申請日前までの契約日)	新築住宅の発注者が申請する場合 (工事完了日(予定)は交付決定日～R7.2.28まで)
		交付申請提出(窓口受付)	○	○	・融雪槽工事の費用が分かる見積書の写しおよび内訳書の写し	融雪槽設置に係る費用以外の工事は補助対象外
		交付申請提出(窓口受付)	○	○	・融雪槽工事部分の施工前の状況がわかる写真	カラーのもの(印刷可)、A4用紙貼付
		交付申請提出(窓口受付)	○	○	・支払金口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票	交付申請者の名義の口座とする(押印必要)
		交付申請提出(窓口受付)	△	△	・その他市長が必要とみとめる書類	
交付決定	市から郵送	交付決定通知	○	○	・案内文	交付決定のご案内
		交付決定通知	○	○	・石狩市融雪槽補助金交付決定書	交付決定の通知
		交付決定通知	○	○	・石狩市融雪槽補助金実績報告書	交付申請時の情報を一部記載済
		交付決定通知	○	○	・補助金請求書	
		交付決定通知	○	○	・アンケート	実績報告時での提出にご協力願います
交付決定後	請負契約の締結			●	・融雪槽工事業者と請負契約を締結してください(必須) (契約日：交付決定日以降、印紙(消印)必要)	請負契約書の作成は融雪槽工事業者の様式で可です ※契約書は、リフォーム協会のHPを参照願います。
	工事の実施				※申請内容に変更がある場合は変更申請が必要な場合がありますのでご相談願います。	
	工事代金支払			●	・工事代金を支払い後、領収書を受領してください	銀行振込の場合等で振込依頼書の写しでも可能
③ 実績報告	令和7年2月28日	実績報告(窓口受付)	○	○	・石狩市融雪槽補助金実績報告書	
		実績報告(窓口受付)	○	○	・融雪槽工事に係る請負契約書の写し	軽微な変更がある場合は変更後の額 様式は請負業者の様式(住宅リフォーム推進協議会掲載の参考様式でも可)
		実績報告(窓口受付)	○	○	・融雪槽工事に係る費用の支払いを確認できる書類の写し	軽微な変更がある場合は変更後の額 契約額と同じ額
		実績報告(窓口受付)	△	△	・融雪槽工事の費用が分かる見積書の写しおよび内訳書の写し	軽微の変更がある場合契約書の内訳がわかるもの
		実績報告(窓口受付)	○	○	・融雪槽工事部分の施工後の状況がわかる写真	カラーのもの(印刷可)、A4用紙貼付
		実績報告(窓口受付)	○	○	・融雪槽工事部分が許可等を要する場合はその許可書の写し	道路占用許可・水道・下水道工事手続き
		実績報告(窓口受付)	△	△	・補助対象住宅(新築住宅)に居住した交付決定者の住民票の写し	新築住宅に居住していることの証明
		実績報告(窓口受付)	△	△	・新築住宅の登記事項に係る全部事項証明書	
		実績報告(窓口受付)	○	○	・補助金請求書	日付は未記載、押印不要
		実績報告(窓口受付)	○	○	・アンケート	提出にご協力願います
額の確定	市から郵送	額の確定通知	○	○	・案内文	補助金の支払い日が記載されております
		額の確定通知	○	○	・額の確定通知	確定した補助金額 (軽微な変更で減額となった場合は変更後の額)
補助金支払い		額の確定通知に記載されている振込予定日に、交付申請時登録した指定口座に補助金を振込みます				